

## 取扱金融機関

※ 名古屋市信用保証協会保証付融資制度の申込先は、  
下表の取扱金融機関（愛知県内の各店舗）となります。

銀行	三菱UFJ、りそな、三井住友、みずほ、北陸、大垣共立、十六、静岡、百五、三十三、関西みらい、名古屋、あいち
信用金庫	愛知、中日、岡崎、瀬戸、碧海、岐阜、西尾、豊田、東春、いちい、蒲郡、知多、東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

- 保証付融資申込書（名古屋市信用保証協会所定）は、取扱金融機関で入手できるほか、名古屋市信用保証協会のウェブサイトからダウンロードできます。

## 事業者選択型経営者保証非提供制度

※名古屋市信用保証協会保証付融資制度の場合

- 保証付融資制度を利用する場合、国が定める以下のア～オの要件に全て該当し、信用保証料を上乗せ（0.25%または0.45%）することで経営者保証不要を選択することができます（法令や制度要件により経営者保証を不要とする場合等を除きます）。

ア 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等その他財産、損益または資金繰りの状況を示す書類を金融機関の求めに応じて提出していること

イ 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当金等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと（代表者には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む）

ウ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）ことまたは直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと

エ 上記アおよびイについては継続的に充足することを誓約する書面を提出していること

オ 信用保証料率の引上げにより中小企業者が経営者保証を提供しないことを希望していること

## 名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金

◇詳しくは、環境局地域環境対策部大気環境対策課にお問合せください。（TEL:052-972-2674）

- ◇ 中小企業の方が環境保全対策を実施する際に必要な資金を融資できる制度もあります。
- ◇ 公害防止や自動車対策の他、省エネルギー等による地球温暖化対策（高効率空調設備・LED照明への入れ替え、太陽光発電設備の設置等）にもご利用いただけます。
- ◇ 主な融資条件は、原則として融資期間7年以内、利率1.9%（利子補助制度あり）です。取扱金融機関の判断により、名古屋市信用保証協会の保証を必要としない場合があります。

※融資条件等が変更になる場合がありますので、詳しくは下記のお問合せ先にご確認ください。

## 名古屋市 経済局 産業労働部 中小企業振興課 （中小企業振興センター）

URL : <https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026356/1035079/1026394/index.html>

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号（中小企業振興会館6階）  
TEL:052-735-2100 FAX:052-735-2104

市内の中小企業の皆様を対象として、次のような事業を行っています。  
お気軽にご利用・ご相談ください。

- 中小企業向け融資制度の案内
- 各種経営相談の案内
- セーフティネット保証等の認定
- 各種セミナーの開催 等

【金融相談窓口】金融機関OBなどの専門の相談員がご相談に応じます。  
無料・先着予約制 TEL:052-735-2000 FAX:052-735-2104

## 名古屋市信用保証協会

URL : <https://www.cgc-nagoya.or.jp/>

名古屋市中区栄二丁目12番31号  
TEL:052-212-3011

中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証人の役割を引き受けるため信用保証協会法に基づき設立された公的機関です。



## 公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社

URL : <https://nb-fun.jp/>

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号  
（中小企業振興会館5階）

TEL:052-735-2123

市内の中小企業の皆様を対象として金融・経営相談を行うほか、事業上の資金を貸付けるために設立された公益財団法人です。



（令和8年4月1日現在）

## 《令和8年度》

# 名古屋市中小企業融資制度のご案内

名古屋市では、中小企業の皆様を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達していただけるよう各種融資制度を設けています。

名古屋市の融資制度は、中小企業の皆様に安心してご利用いただけるよう原則として、**長期・低利・固定金利** となっていますので、ぜひご利用ください。

## 融資制度の申込資格

名古屋市の融資制度をご利用いただくためには、おおむね以下の要件に該当することが必要となります。

- ① 市内に一定の事業所があり、現に事業を営んでいること。
- ② 税の滞納がないこと。
- ③ 名古屋市信用保証協会や（公財）名古屋市小規模事業金融公社の申込資格があること。
- ④ 銀行取引停止処分を受けていないこと。  
（第1回不渡り発生後、6か月を経過していないことを含む。）
- ⑤ 許認可を要する業種の方は、その許認可を受けていること。
- ⑥ 現に信用保証協会の求償権や（公財）名古屋市小規模事業金融公社の管理債権になっていないこと。
- ⑦ 以前の借入の際に資金用途違反をしていないこと。
- ⑧ その他、融資の申込要件に適合すること。

※ 「申込みのできるかた」の欄に従業員数の定めのない資金をご利用いただける方（一部業種を除く。）の範囲は下表のとおりです（資本金または従業員数のいずれか一方が該当する企業）。

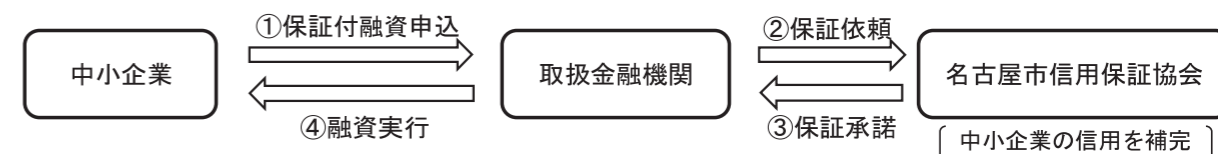
業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	50人以下
小売業、飲食業		

※ 暴力団等の反社会的勢力は一切対象となりません。

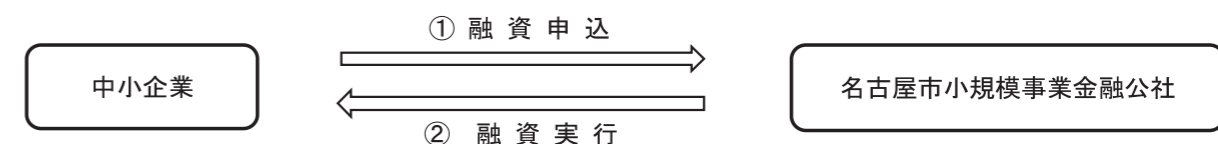
※ 融資に斡旋料、仲介手数料等は一切不要です。斡旋料等を不正に要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。

## 手続きの流れ

### 《名古屋市信用保証協会保証付融資制度》

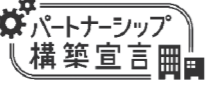



### 《（公財）名古屋市小規模事業金融公社取扱い融資制度》



（令和8年4月1日現在）

◆利率等は変更になる場合がありますのでお申込時にご確認ください。

区分	制度名		申込みのできるかた	融資条件						
				限度額	資金使途	融資期間 ※1	利率	責任共有制度 ※2	保証料率 ※3	担保・連帯保証人
小規模企業向け事業資金	小規模企業等振興資金 ※4	通常資金	市内で事業を営む従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人・NPO法人等	5,000万円	設備 運転	3年以内	年1.9%	対象	0.38～1.74%	(担保) 必要に応じて設定
		小口資金	市内で事業を営む従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人等で、国の定める小口零細企業保証の利用ができること			2,000万円 既存の信用保証協会の保証付融資残高と合計で2,000万円以内	設備 運転			
大口資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等  SDGs推進の取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う中小企業は、経営強化支援資金（大口資金）の優遇利率の適用（0.1%の引下げ）が受けられます。 			1億5,000万円	設備			3年以内	年1.5%	
		経営強化支援資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、生産性向上等の質上げ環境整備のための設備投資に取り組み、次の①、②のいずれかの質上げを行うこと ①融資申込日を含む事業年度末時点又はその翌事業年度末時点の事業場内最低賃金を、決算が確定している直近の事業年度末時点の事業場内最低賃金と比較して30円以上上げる方針について、従業員に対して表明していること ②融資申込日を含む事業年度又はその翌事業年度の給与支給総額を、決算が確定している直近の事業年度の給与支給総額と比較して1.5%以上増加させる方針について、従業員等に対して表明していること			2億8,000万円	設備 ※7	5年以内	年1.6%	
経営強化支援資金	市内で事業を行う会社または個人で、次の①～⑦のいずれかに該当すること ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始すること ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立すること ③会社が新たに会社を設立（分社化）し、事業を開始すること ④事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後5年未満であること ⑤事業を営んでいない個人が会社を設立し、設立後5年未満であること ⑥創業者である個人事業主が設立した会社で、創業（事業開始）から5年未満であること ⑦会社が新たに会社を設立（分社化）し、設立後5年未満であること ①②に該当する方は名古屋市内に住所があることが必要 ①②の場合で特定創業支援等事業（※9）により支援を受けた方は6か月以内			3,500万円	設備 運転			3年以内	年1.4%	
		創業や分社化の資金 ※8	スタートアップ創出促進保証制度を利用して経営者保証を不要とする場合 市内で開業する会社で、上記②③⑤⑥⑦のいずれかに該当すること（※11）			2億8,000万円	設備 ※12	5年以内	年1.5%	
経営の安定が必要な時の資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた機関）の支援を受け、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと ②①に該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定を受けていること			2億8,000万円	設備 運転			7年以内	年1.6%	
		経営の安定が必要な時の資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、次の①、②のいずれかに該当すること ①取扱金融機関の支援を受け、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと ②取扱金融機関から本資金の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること			1億円	設備 運転	10年以内	年1.7%	
経営の安定が必要な時の資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会や経営サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること			1億円	設備 運転			15年以内	年2.2%	

※1 融資期間には、原則として12か月以内の据置期間を含みます（新事業創出資金・経営安定資金（協調支援資金）は一部例外があります。また、経営強化支援資金（質上げ環境整備資金）及び経営安定資金（経営改善サポート資金）は36か月以内です）。

※2 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです（信用保証協会の保証割合は原則として80%です）。

※3 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率（0.45～1.90%等）より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問合せください。

※4 小規模企業等振興資金については、推薦書をつけることができます（必須ではありません）。詳しくは、推薦機関（名古屋商工会議所、守山商工会、鳴海商工会、有松商工会）にお問合せください。

※5 SDGs推進にかかる取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う（名古屋市信用保証協会の『SDGs推進保証なごや』が利用できる）方、または名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営強化支援資金（大口資金）を利用する場合は、融資利率の優遇措置（0.1%の引下げ）があります。

※6 国の重点支援地方交付金を活用し、保証料補助を実施しており、保証料補助にかかる予算額の上限に達した場合は、令和9年2月26日より前に終了する場合があります。

※7 設備投資に付随する運転資金であって、その金額が全体の40%を超えない場合は、設備資金として取り扱うものとします。

※8 新事業創出資金は、名古屋市信用保証協会の「成長応援バック」の対象制度です。創業保証のご利用後、お客さまが無料で中小企業診断士の専門家による経営診断を受けることができます。また、(株)日本政策金融公庫との協調融資の場合、「協調推進枠」のご利用となります。

※9 特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組みです（名古屋市創業支援等事業計画に掲載のもの）。

※10 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定通知を受けた方が、新事業創出資金を利用する場合は、融資利率の優遇措置（0.1%の引下げ）があります。

※11 融資実行を受けた後、会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることが必要です。

※12 ②の場合は「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」及び「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金」等の国が定める新型コロナウイルス感染症関連保証にかかる借入金を借り換える場合に限り（借換えに伴う増額は可能です）。

※13 運転資金5年以内、設備資金7年以内。ただし、借換え（借換えに伴い増額する場合も含まれます）の場合は、融資期間が10年以内となります。

◆利率等は変更になる場合がありますのでお申込時にご確認ください。

区分	制度名	申込みのできるかた	融資条件								
			限度額	資金用途	融資期間 ※1	利率	責任共有制度 ※2	保証料率 ※3	担保・連帯保証人		
経営の安定が必要な資金	支援機関連携資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出していること なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限り	2億8,000万円	設備運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.8% 年1.9% 年2.0% 年2.1%	対象	0.23～0.95% (国の補助後の保証料率)	(担保) 必要に応じて設定  (連帯保証人) 必要に応じて徴求。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない		
		市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第1号から第4号までまたは第6号のいずれかの認定を受けていること	8,000万円 (1～6号認定を受けている場合は1億円以内(令和9年3月31日まで))	設備運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.7% 年1.8% 年1.9% 年2.0%	対象外	0.79%			
	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号、第7号または第8号のいずれかの認定を受けていること	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内			年1.8% 年1.9% 年2.0% 年2.1%	対象	0.67%				
	環境適応資金	経済対策特別資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、最近3か月の月平均売上高または月平均売上高総利益率もしくは月平均売上高営業利益率が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少していること	8,000万円 (経済対策特別資金については1億2,000万円以内(令和9年3月31日まで))	設備運転	3年以内	年1.8%	再生支援資金については一部対象外有		0.38～1.74%  0.40～1.83% ただし、求償権消滅保証を利用する場合は0.49～1.92%	
			(米国追加関税措置枠) 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、米国追加関税措置により直接又は間接の影響を受けており、申込時点における最近1か月間の売上高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率、売上高営業利益率（以下「売上高等」）のいずれかが、前年から3年前のいずれかの年の同月の売上高等に比べて減少していること又は減少する見込みであること (令和9年3月31日までに保証申込が必要)			5年以内	年1.9%				
		再生支金援	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会等の支援等を受け、再生計画の策定を完了していること			7年以内 10年以内	年2.0% 年2.1%				
	災害復旧資金	災害向け模	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと	2億8,000万円	設備運転	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.4% 年1.7% 年1.8% 年1.9% 年2.0%	対象		0.33～1.57%	
			市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと	2億8,000万円		3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.6% 年1.7% 年1.8% 年1.9%	対象外		0.65%	
	事業承継支援資金		市内で事業を営む会社・個人等で、事業承継計画や事業承継を契機とした経営状況の変化に対応するための事業計画を策定した方などに、その計画の円滑な実行を支援するための融資制度です。申込要件や融資条件については、市ウェブサイトをご覧ください。か、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。	2億8,000万円	設備運転 (申込要件により一方の場合あり)	申込要件による	申込要件による	対象		0.38～1.74% (申込要件により0.20～1.15%)	事業承継支援資金の一部は連帯保証人不要
	経営者保証非提供促進資金 (令和9年3月31日までに保証申込が必要)	通常資金	①市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件（最終ページの「事業者選択型経営者保証非提供制度」ア～オ）に全て該当すること	8,000万円	設備運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.8% 年1.9% 年2.0% 年2.1%	①③対象		0.58～1.94% または 0.78～2.14%	(担保) 不要 (連帯保証人) 不要
②①に該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること			8,000万円	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内		年1.7% 年1.8% 年1.9% 年2.0%	②対象外		0.99% または 1.19%		
③①に該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定を受けていること				3年以内 5年以内 7年以内 10年以内		年1.8% 年1.9% 年2.0% 年2.1%			0.87% または 1.07%		
特別資金		市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、取扱金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、国が定める以下の要件に全て該当すること ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと	2億8,000万円	運転 ※5	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.8% 年1.9% 年2.0% 年2.1%	対象	0.38～1.74%	(担保) 必要に応じて設定 (連帯保証人) 不要		

※1 融資期間には、原則として12か月以内の据置期間を含みます（経営安定資金（支援機関連携資金）は一部例外があります）。

※2 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです（信用保証協会の保証割合は原則として80%です）。

※3 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率（0.45～1.90%等）より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問合せください。

※4 本資金は、保証料の上乗せ（0.25%または0.45%）による経営者保証不要を選択できる国の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用しており、保証料の上乗せ分に対する国の補助（0.05%分）が受けられます。本資金の保証料率は、保証料を上乗せし、国の補助を控除した後の保証料率を記載しています。

※5 経営者保証を提供している取扱金融機関の既往プロパー融資の返済資金に限ります。

◇次の資金については、取扱金融機関の愛知県内各店舗のほか、必要に応じて、名古屋市信用保証協会に申し込むことができます。

- ・小規模企業等振興資金 小口資金
- ・経営安定資金 経済変動対策資金（中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号、第7号または第8号のいずれかの認定を受けている場合を除きます）
- ・経営安定資金 災害復旧資金（中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けている場合または激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けた場合に限りです）
- ・新事業創出資金（スタートアップ創出促進保証制度を利用して経営者保証を不要とする場合を除きます）
- ・経営安定資金 環境適応資金（再生支援資金）
- ・経営安定資金 経営改善サポート資金（経営サポート会議を利用している場合）

(令和8年4月1日現在)

(公財)名古屋市小規模事業金融公社から直接融資を受ける制度です。  
信用保証料は必要ありません。  
なお、融資の際には(公財)名古屋市小規模事業金融公社による金融上の審査があります。  
申込先：(公財)名古屋市小規模事業金融公社

【第三者保証人が必要な融資制度】

◆利率等は変更になる場合がありますのでお申込時にご確認ください。

区分	制度名	申込みのできるかた	融資条件						
			限度額	資金用途	融資期間 うち据置期間 12か月以内	利率 ※1	担保・保証人		
経営の活性化を図るための資金	経営活性化資金 (通常資金)	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	2,000万円	設備 運転	3年以内	年3.2%	※2	名古屋市 小規模事業 金融公社所定
			従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること			5年以内	年3.3%		
						7年以内	年3.4%		
			従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること			10年以内	年3.5%		
従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	3年以内	年2.9%							
	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	5年以内	年3.0%						
従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること		7年以内	年3.1%						
	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	10年以内	年3.2%						
創業や事業の多角化・転換の資金		創業・事業展開支援資金	(創業) 市内で新規開業するか、または営業実績が6か月未満の市内の会社・個人	2,000万円	設備 運転	3年以内	年3.2%	※3	(担保) 原則不要  (連帯保証人) 原則必要 (法人の場合は、 代表者の他に必要)
	(事業展開) 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人		5年以内			年3.3%			
			7年以内			年3.4%			
	次の①、②のいずれかに該当し、従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること ①現に事業を継続し、事業の多角化をするか、または事業の多角化後6か月未満であること ②新たな事業に転換するか、または事業転換後6か月未満であること		(必要総資金の90%以内)			10年以内	年3.5%		
ものづくり産業向けの設備導入資金	ものづくり設備導入資金	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	ものづくり産業(製造業等)に属する事業で、従業員数が100人(ものづくり産業に属するサービス業30人)以下であること	5,000万円	直接ものづくり産業の用に供する機械・設備	3年以内	年3.2%		
						5年以内	年3.3%		
						7年以内	年3.4%		
						10年以内	年3.5%		
						2,000万円 (対象設備購入額の1/2以内)	直接ものづくり産業の用に供する新品の機械・設備		

【第三者保証人が不要な融資制度】

◆利率等は変更になる場合がありますのでお申込時にご確認ください。

区分	制度名	申込みのできるかた	融資条件						
			限度額	資金用途	融資期間 うち据置期間 12か月以内	利率	担保・保証人		
不動産証券を活用した資金	経営活性化資金 (不動産等担保融資)	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	5,000万円	設備 運転	3年以内	年2.2%または2.7%	※2	(担保) 必要  (連帯保証人) 原則、法人代表者 以外は不要
			従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること			5年以内	年2.3%または2.8%		
						従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること	7年以内		
			従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること				10年以内		
従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること	1,000万円	設備 運転		15年以内	年2.7%または3.2%				
			3年以内	年1.9%または2.4%					
従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること	5年以内	年2.0%または2.5%							
	7年以内	年2.1%または2.6%							
従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること	10年以内	年2.2%または2.7%							
	日本政策金融公庫と連携した資金	成長応援資金	従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下で、日本政策金融公庫(国民生活事業部門)から借入ができること、または既に公庫からの借入(借入から3年以内のものに限る。ただし、当分の間、令和2年3月17日以降に新たな借入がある方も対象)があり、金融公社の伴走型支援を受けること	500万円 (公庫からの借入の同額以内)	設備 運転	3年以内	年2.9%		(担保) 不要  (連帯保証人) 原則、法人代表者 以外は不要
5年以内						年3.0%			
7年以内						年3.1%			
10年以内						年3.2%			

● 商店街活性化促進資金については、(公財)名古屋市小規模事業金融公社にお問合せください。

※1 担保の提供が可能な場合は、金融公社所定の割引利率を適用します。

※2 名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営活性化資金を利用する場合は、融資利率の優遇措置(0.1%の引下げ)があります。

※3 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定通知を受けた方が、創業・事業展開支援資金を利用する場合は、融資利率の優遇措置(0.1%の引下げ)があります。